



赤鬼・青鬼も登場
鬼は外、福は内!

2月5日(木)、サンパルコなかのしま
「デイサービス豆まき」から

CONTENTS

1月臨時町議会報告.....	P. 2
戸籍事務の電算化スタート.....	P. 3
4月からペットボトルの分別収集を開始...	P. 4~P. 5

(この広報紙は環境保護のため再生紙を使用しています)

休日在宅
当番医の
お知らせ



月/日	内科医 (電話番号)	外科医 (電話番号)
2/15	見附市立病院 (☎62-2800)	
2/22	杏仁堂医院 (☎62-0123)	佐々木医院 (☎62-2357)
3/1	見附市立病院 (☎62-2800)	
3/8	霜鳥医院 (☎62-0579)	見附南医院 (☎63-4477)
3/15	見附市立病院 (☎62-2800)	
3/21	小林医院 (☎62-0562)	金井医院 (☎62-0116)
3/22	堀医院 (☎66-2133)	寺師医院 (☎62-0137)
3/29	石川医院 (☎66-2140)	

※診療時間は、内科・外科とも午前9時から午後5時までです。

人口の動き

1月末日現在

(前月比) (前年同月比)

人口	13,125人 (+11)	[-3]
男	6,433人 (+10)	[+2]
女	6,692人 (+1)	[-5]
世帯数	2,982戸 (+2)	[+20]

今月の納税等

- 固定資産税 (第4期)
 - 国民健康保険税 (第10期)
 - 国民年金 (2月分)
- 納付は便利な口座振替をご利用ください。

- 消防車・救急車の要請は ☎119
- 火災発生場所のお問い合わせと無憂苑育場の申し込みは与板郷消防署 ☎0258(72)2572



● NTT 見附営業所からのお知らせ ●

毎年3月・4月は官公庁をはじめ企業、団体等の人事異動の時期にあたり、電話の移転などの申込が集中します。
電話の工事は予約制となっていますので、引っ越し等が決まったら、ご希望の工事日時をお早目にご連絡ください。

電話の移転・新設は...

申込専用ダイヤル 局番なしの「116番」へ
《通話料金無料》

現助役・佐々木保男氏の再任 新収入役・大竹弘司氏の選任 に同意

1月臨時町議会が1月28日(水)に開かれ、2月5日に任期満了となる助役並びに収入役の選任についての提案がなされました。

その結果、助役は佐々木保男氏(46歳・中野西)を再選任、また、収入役には浅野謙藏氏の後任として大竹弘司氏(65歳・中之島第五)を選任することについてそれぞれ同意されました。

また、除雪経費に係る追加補正予算案についても審議され、原案どおり可決されました。



再任された
佐々木保男 助役



大竹弘司 新収入役



3期12年間にわたり収入役を務められた浅野謙藏氏

町消防団長に 高橋 敬氏

町消防団(団員480名)の正副団長の任期満了に伴い、二月一日付けで次の方々が任命されました。

〈任期三年、敬称略〉

団長

高橋 敬(54歳・大沼新田)

副団長

樋山 晴美(45歳・中条東)

丸山 龍栄(45歳・池之島)

* *



高橋団長



樋山副団長



丸山副団長

今後も町の消防・防災活動について、みなさん、よろしくお願ひします。
なお、これまで団長を務められた大竹清治さん、副団長を務められた池上文男さんは、一月三十一日付けで退団されました。長い間、大変ご苦勞様でした。



県内市町村で三番目 事務処理がより効率的に

戸籍事務をより早く、より正確に――。
町では、これまでの住民記録、印鑑証明、税務・財務記録などに加え、戸籍事務の電算化をスタートさせました。

一月二十六日(月)、町民課窓口での始動式典を行い、樋山町長をはじめ池之上町議会議長など来賓のみなさんによって記念のテープカットがなされた後、中島和子さん(長呂)から申請のあった「戸籍個人事項証明書(従来)の戸籍抄本にあたるもの」を初発行しました。

戸籍事務の電算処理システムの導入は、県内百十二市町村中、中之島町が三番目となります。電算化のメリットは、事務処理の迅速化と正確性の向上です。コンピュータが備える検索、審査、記録などの高い機能によって、より早く、より正確に戸籍を作り、各証明書を発行することが可能となります。また、証明書はA4判の横書きに統一、記載内容も項目別に整理されていることから、現在の戸籍・

窓口サービスの充実に向けて...

戸籍事務の電算化がスタート

— 1月26日に始動式典を挙行 —



電算始動記念のテープカット

戸籍事務の電算化に伴い、個人情報(プライバシー)をしっかりと保護・管理することが求められます。町では、条例等に基づき、戸籍データの保護・管理について万全かつ厳正な取扱いをしていきますので、町民のみなさんのご理解をお願いいたします。

抄本に比べて大変見やすくなりました。



この日の窓口第一号となった中島和子さんに樋山町長が「戸籍個人事項証明書」を初交付

戸籍証明の新旧対照表

変更項目	従来の証明	コンピュータ導入後
名称	謄本 抄本	全部事項証明書 個人事項証明書
様式	B4判横長(謄本) B5判縦長(抄本)	A4判縦長
書式	文章体	項目別横書き
用紙	白紙	地紋紙
公印	朱肉印	黒色の公印(電子印)

今年
4月から

ペットボトルも分別収集に

みなさんのご理解とご協力をお願いします

昨年の資源ごみ収集量は 合計255,511トン

町では、昨年四月からリサイクルが可能な資源ごみの分別収集を開始しましたが、町民のみなさんのご協力をいただく中で十二月までの九か月間に合計二百三十五トンもの資源ごみをリサイクルすることができました。

＝表1参照＝

一方、「燃えるごみ」「燃えないごみ」として三島郡清掃センターに持ち込まれたごみの量は、同期間の前年比で三百トン以上も減少しました。これは、資源ごみの分別収集の一つの成果であることに加え、ごみそのものをできるだけ出さない、といった「ごみ減量化」をみなさん一人一人が実践された結果であるといえます。

＝表2参照＝

なお、降雪期（一月～三月）は資源ごみの収集は行いません

が、どうしても家庭で保管できない方は、左記日時に中之島交番裏の保管庫まで直接持ち込んでください。

降雪期の資源ごみの持ち込み日

- ◎二月二十一日（土）
 - ◎三月二十一日（土）
- ※時間はいずれも午前9時～正午



中之島交番裏の資源ごみ保管庫

ペットボトルも分別収集の対象に

近年、お茶やジュースなどのペットボトルが数多く出回っています。現在は「燃えるごみ」

平成9年資源ごみ収集実績

	（単位:kg）					
	缶類	びん類	新聞紙	ダンボール	雑誌類	計
4月	2,280	2,770	8,290	940	12,460	26,740
5月	3,760	4,720	6,560	1,810	12,230	29,080
6月	3,630	4,200	5,080	2,040	6,630	21,580
7月	3,880	4,800	8,100	1,290	7,170	25,240
8月	4,620	4,830	8,280	1,490	9,140	28,360
9月	4,890	4,990	6,950	1,950	7,520	26,300
10月	3,650	4,290	7,720	1,840	8,400	25,900
11月	3,040	4,490	9,520	1,640	8,050	26,740
12月	2,640	4,100	7,810	1,800	8,430	24,780
計	32,390	39,190	68,310	14,800	80,030	234,720

ごみ焼却施設への搬入実績

	可燃ごみ			不燃ごみ		
	平成8年(A)	平成9年(B)	(A)-(B)=減少量	平成8年(A)	平成9年(B)	(A)-(B)=減少量
4月	202,290	193,180	9,110	55,720	26,920	28,800
5月	206,960	202,110	4,850	49,420	22,890	26,530
6月	195,890	183,090	12,800	33,340	20,120	13,220
7月	234,860	220,750	14,110	43,270	20,940	22,330
8月	270,530	224,340	46,190	44,630	24,440	20,190
9月	205,970	202,510	3,460	40,150	24,300	15,850
10月	220,150	198,250	21,900	38,430	19,190	19,240
11月	213,120	191,890	21,230	32,660	19,400	13,260
12月	225,730	216,900	8,830	37,980	31,180	6,800
計	1,975,500	1,833,020	142,480	375,600	209,380	166,220

【資料/三島郡清掃センター組合・中之島町分のみ】

として収集しているこれらの空容器も、キャップやラベルを取り除けば百パーセントリサイクルできる貴重な資源の一つです。そこで、今年四月からこのペットボトルの空容器についても分別収集の対象に加えることとしましたので、みなさんのご理解とご協力をお願いします。また、同じ四月から、「燃えるごみ」「燃えないごみ」については回収しませんので、あわせてご協力をお願いします。（ただし、町推奨品の白いごみ袋については、手持ち分に限り使用可とします。）



～今年4月からリサイクルの仲間入り～ ペットボトルの出し方について



ボトルのキャップは必ずはずしてください
このはずしたキャップについては「燃えないごみ」の収集日に出してください



飲み残しなどが無いよう、サッと洗って水切りをしてください
また、危険なものが入っていないことを確認してください



押しつぶすなどして、できるだけ小さくしてください。つぶすことによって、巻かれているラベルも容易に取ることができます
※透明・半透明の袋に入れてお出してください。



「分ける」ではじまる容器リサイクル

「容器包装リサイクル法」
キャラクターマーク

資源ごみの分別収集にあたっての

町民のみなさんへのお願い

▶決められた収集日以外の日には、新聞紙や空き缶などの資源ごみが出されているケースがかなり見受けられました。各地区ごとの月1回の指定日をきちんと守ってください。

▶資源ごみは、収集当日の午前8時までに各ごみステーションに設置された回収用コンテナの中に入れていただくことになっています。時間厳守をお願いします。

廃棄物はルールを守って 適正に処理しましょう！

廃棄物の不法投棄や配慮に欠けた焼却に伴う黒煙などは、自然景観や街の美観を損ねたり環境汚染を引き起こしたりして、そこに住む人たちなどに多大な迷惑をかけることとなります。廃棄物処理の基本的なルールを守り、住みよい環境を保全しましょう。

- 指定されたごみの出し方のルールを守りましょう
- 空き缶、空きびん等を道路や河川などには絶対に投げ捨てないようにしましょう
- 廃棄物焼却炉を使用するときは次の事項を守り、また、常に排ガスの状態に気を配りましょう
 - ①隙間や破損部分がない焼却炉を使い、焼却中は投入口の扉を閉めておく
 - ②適正な負荷となるよう、焼却量を調整する
 - ③適度な量の空気を通風させる
 - ④必要に応じて排ガス処理設備、焼却灰や未燃物の飛散防止ネットなどを設置する

三条保健所管内
廃棄物不法処理防止連絡協議会

国民年金 コーナー

届出・問合せ先
町民課(☎61-2014)



Q

用されます。年金手帳は大切に保管しましょう。

就職されるみなさんへ

すでに年金手帳を(又は基礎年金番号通知書)をお持ちの方が社会保険適用事業所に就職したときは、年金手帳を就職先に提出してください。

国民年金から厚生年金へ移った場合など、加入する年金制度が変わっても同じ基礎年金番号を使用します。

年金手帳に記入されている基礎年金番号は、生涯を通して使



平成10年度 交通災害共済に 家族みんなで加入しましょう!

会費年間ひとり
500円
見舞金
2万円(実治療7日)~
最高120万円
(死亡)



一人当たり
年額五〇〇円。

私は二十歳の学生です。現在は国民年金に加入し保険料を納めていますが、大学を卒業して就職したとき、今まで納めた保険料はどうなるのでしょうか?



A

学生のみなさんが学校を卒業し、厚生年金や共済組合に加入したときは、国民年金の加入の種別が「第一号被保険者」から「第二号被保険者」に変わります。

このように種別が変わると国民年金の被保険者でなくなるとお考えの方もおられるようですが、種別変更後も国民年金の被保険者であることには変わりありません。

国民年金加入者の種別区分
(第一号被保険者)
農業・漁業などの自営業、学

〔第二号被保険者〕
会社や役所に勤めるサラリーマン
〔第三号被保険者〕
第二号被保険者に扶養されている配偶者

会社にお勤めの方は、厚生年金保険料が毎月の給料から天引きされています。その厚生年金保険料の中に国民年金保険料相当額が含まれていますので、厚生年金保険料と同時に国民年金保険料も納めているとお考えください。

学生時代に納めた国民年金保険料納付期間と就職してからの厚生年金保険料納付期間は合算され、万一の障害基礎年金や遺族基礎年金、老後に備える老齢基礎年金の受給資格を積み重ねていくこととなります。また、基礎年金を受けられることが、老齢厚生年金、障害厚生年金などの上乗せ年金を受けるための要件にもなっています。

二十歳から六十歳になるまでは、国民年金の加入が義務付けられていますので、受給資格が途切れることのないようご注意ください。

交通災害共済は県内百十二市町村が共同で運営している相互扶助制度です。

交通事故による死亡や傷害の際、被災者やその家族に対し見舞金を贈るためのものであり、本町においては一万四千四百五十九人の方々からご加入いただいています。

現在、平成10年度の会員を募集しています。多発する悲惨な交通事故による被災に備え、ご家族そろってご加入ください。

加入資格
町内に住所があれば、年齢に制限はありません。また、学生については転出していても加入できます。

会費(掛金)

①飛行機、船舶、ケープルカー、ロープウェイ、リフトなどによる事故
②耕うん機、トラクター、ブルドーザーなど、作業用機械による道路以外での作業中の事故
③住宅などの庭先、工場内、屋内、作業場など、道路以外の場所のできた事故
④日本国外で発生した事故

問合せ先
町民課
(☎61-2014)

国保だより

届出・問合せ先
町民課(☎61-2014)

転出したときや保険が変わったときは早めに手続きを

国民年金に加入している方は、他市町村へ転出したとき、職場の健康保険に入ったときなどは早めに(いずれも十四日以内に)手続きをしてください。

また、就学のために他の市町村に住むときには④、旅行など

学
遠

このマークをご存じですか?



により長期に住所を離れるときには④マークの被保険者証が別個に交付されます。世帯主の保険証と印鑑、在学証明書をお持ちのうえ、申し出てください。

保険税

保険税は、国保を運営していくための重要な財源です。



保険税の納め方

●保険税は資格のあった月から納付します

他の市町村から転入した	その日から	国保の資格と保険税納付の義務が発生します。
他の健康保険をやめた	翌日から	国保の資格と保険税納付の義務が発生します。

●途中加入・脱退の場合の保険税

途中で加入した	その月から	月割で計算します。
途中で脱退した	前の月までを	月割で計算します。

●見舞金額 不幸にして交通災害にあわれた場合、下記の表の見舞金が支給されます。

等級	災害の程度	金額
1	死亡	1,200,000円
2	自動車損害賠償保障法施行令別表の等級区分第1級の各号に掲げる障害	700,000円
3	自動車損害賠償保障法施行令別表の等級区分第2級の各号に掲げる障害	400,000円
4	治療を要した期間が7月を超え、かつ、入院40日以上を含む実治療日数110以上の傷害	180,000円
5	治療を要した期間が6月を超え、かつ、入院30日以上を含む実治療日数90以上の傷害	150,000円
6	治療を要した期間が5月を超え、かつ、入院21日以上を含む実治療日数75以上の傷害	120,000円
7	治療を要した期間が4月を超え、かつ、入院14日以上を含む実治療日数60以上の傷害	100,000円
8	治療を要した期間が3月を超え、かつ、入院7日以上を含む実治療日数45以上の傷害	80,000円
9	治療を要した期間が2月を超え、かつ、入院通院の実治療日数30以上の傷害	60,000円
10	治療を要した期間が1月を超え、かつ、入院通院の実治療日数15以上の傷害	40,000円
11	入院通院の実治療日数7以上の傷害	20,000円

見舞金の請求期間は

交通災害を受けた日から起算して1年以内です。
1年を経過した場合は請求できませんのでご注意ください。

●見舞金の請求書類 下記の書類を必要とします

必要な書類	見舞金種別	死亡	傷害	葬祭費	死亡慰金
会員証(掲示)		○	○	○	○
交通事故証明書等		○	○	○	○
運転免許書(写)		○	○	○	○
診断書			○		
死亡診断書又は死体検案書		○		○	○
後遺障害診断書			○		
柔道整復師の施術証明書			○		
戸籍謄本(抄本)		○		○	○
同一生計調査		○			○
その他組合長が必要と認める書類		○	○	○	○

善意に感謝いたします 渡辺フミヤさんから来いす二台と

このたび、町の福祉事業に役立ててほしいと、渡辺フミヤさん（狐興野）からリクライニング型アルミ製車いす二台を寄付していただきました。紙上より厚くお礼申し上げます。
なお、いただいた車いすは、貸出用として有効に利用させていただきます。



道へくりに対する あなたの意見を寄せください

建設省や新潟県、中越地域の各市町村で構成する「中越・道ビジョン懇談会」では、中越地域の発展を支援する道づくりを進めるうえで、広く一般住民のみなさんご意見をお聞きしよう、アンケートはがきつきのリフレットを作成しました。雪や雨などによる災害に強い道、安全で円滑に走れる道、周辺の自然環境にやさしい道。今後の道路整備事業の推進に向け、多くの方からのご意見をお聞きし、積極的なご提言をお願いします。



問合せ先
建設課（☎61-2012）

有効
応募方法
リフレット（建設課に備えてあります）に添付の応募はがきによる



1等賞品を受取る当選者吉村望さんの母親・春美さん

お二人の町民が幸運を射止める

お年玉つき年賀はがき **見事1等当選!**

吉村博文さん(中野東)と吉村望さん(中野中)

平成十年お年玉つき年賀はがきの一等に、二人の中野町民が見事当選されました。
この幸運を射止めたのは、吉村博文さん（中野東）と吉村望さん（中野中）。二月五日（木）に今町郵便局内において、それぞれの希望した一等賞品が風間康男局長から贈られました。
当選者の一人、吉村望さんは中之島中央小学校の五年生。学校の友達からの一枚が一等当選の年賀はがきだったとのこと。本人が体調をくずしてしまったため、母親の春美さんが賞品のパソコンとデジタルカメラを受取られました。



同、吉村博文さんの長男・善博さん

風間局長は「一等当選の確率は五十万枚に一枚。今町郵便局の年賀はがきの取り扱い枚数は約四十万枚ですので、その中にお二人も当選者がいらっしゃったことに驚いています。賞品の引換期間は七月十五日までです。皆様から当選番号をもう一度確認していただき、当選している場合にはお早めに申し出てください」と話しておられました。
また、二等当選についても今町郵便局配達区内で二人の該当者があり、同日、そのうちの一人である山崎武さん（新栄）に希望賞品のポータブルMDプレーヤーが贈られました。



2等賞品を受取る当選者山崎武さんの妻・壽美江さん



中之島ふるさとカルタ

地域の振興と活性化に向けて 「町政を聞く会」

1月9日（金）、商工会青年部（発地一也部長）主催の「町政を聞く会」が開催されました。

これは、町としての主要なビジョンを聞き、それを同部の今後の地域振興活動に反映させるために行っている行政との懇談会であり、今年で34回を数えるものです。



当日は、町と商工会から関係者二十五名が出席。樋山町長は国や町の財政問題にふれながら、「これからは、物質的ではなく文化的な面からの生活環境の整備が必要」と話し、青年部のみなさんからは「住民参加のまちづくりが必要だ」などの意見が出されました。



会場には、「ハイッ!」という元気のいい声が響いていました

1月29日（木）に保育所年長組、2月5日（木）には小学校1・2年生による「新春ちびっ子カルタ大会」が開催されました。

カルタ遊びを通じて、ふるさと中之島の自然や歴史、史跡などを子供たちに知ってもらおうと始めたこの大会も今年で5回目。保育所や学校、各家庭で一生懸命に練習してきた子供も多

く、和やかな雰囲気の中にも緊張感がみなぎり、激しいカルタの争奪戦が繰り広げられました。



商工会の会議室で行われた「町政を聞く会」

健康と豊作を願って

小正月行事としての「さいの神」が、町内各地で行われました。

1月15日（木）、中野東地区でも子供会やJA青年部のみなさんが中心となって「さいの神」が立てられ、午後4時過ぎに点火されました。

厳寒の中ではありませんが、1年間の無病息災と豊作を祈りつつ、残り火でスルメを焼く多くのみなさんの姿がみられました。



残り火でスルメを焼く人たち



カラフルなまゆ玉飾りができました

新年を祝う飾り物

サンバルコなかのしまでまゆ玉飾り

1月8日（木）から14日（水）まで、サンバルコなかのしまでディスプレイ利用者による「まゆ玉飾り」が行われました。

用意されたミズキの枝に、縁起物の小判や宝船物、鯛などを形どった色とりどりの飾りをつるし、あらためてみんなで新年を祝いました。



固定資産課税台帳の 縦覧について

町では、次のとおり固定資産課税台帳の縦覧期間を設けます。縦覧は無料ですので、平成9年中に家屋調査の対象となった方は、是非この機会をご利用ください。

なお、平成10年度の固定資産税の第1期納期限は、4月末日を予定しています。

○縦覧期間

3月2日(月)～3月20日(金) (土・日曜日を除く)

午前8時30分～午後5時

▽縦覧及び問合せ先

税務課 (☎6112017)

優良運転者 特典制度のご利用を

自動車安全運転センター県事

務所では、昨年9月に実施された秋の全国交通安全運動を契機に、「優良運転者特典制度」を発足させました。

この制度は、一年以上無事故・無違反を継続している優良運転者が「SD(セーフドライバ)特典の店」(県内183業者、618店舗・事業所)で買い物や各種サービスを受けようとするときに、SDカード(交付日から1年以内のものに限る)と免許証を提示すると料金の割引等を受けられるというものです。SDカードは、同センターに「運転記録証明書」又は「無事故・無違反証明書」の交付申請をし、その証明日前1年以上無事故・無違反である場合に証明書に添えて交付されます。



SD加盟店のステッカー

▽問合せ先
●自動車安全運転センター新潟県事務所 (☎025125612344)
●最寄りの警察署、交番、駐在所

レクダンスin なかのしまを開催

「レクダンスクラブとんどん」と公民館では、「レクダンスinなかのしま」を開催します。

○日時 3月15日(日) 午後1時～4時

○会場 北体育館

○講師 東京ブルースリーレクダンス研究会

●新井市ファーマーズクラブ

○対象者 レクリエーションダンスに興味と関心のある方ならどなたでも

○参加費 500円

○当日持参する物 動きやすい服装、ズック

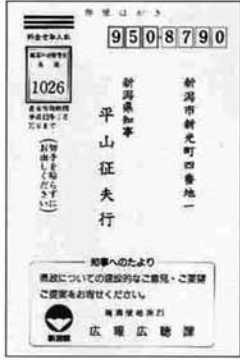
○申込期限 3月10日(火)

▽申込及び問合せ先
町民文化センター (☎661310)



県政ポスト制度の ご利用を

県では、広く県民のみならずから県政についての建設的なご意見ご提言を寄せていただくため、市町村役場をはじめ県内各所に「県政ポスト」を設置し、所定のはがきを備えてあります。どうぞ、お気軽にご利用ください。



○設置場所 企画課窓口

●県庁舎
●県総合・合同庁舎窓口
●県運転免許センター窓口

▽問合せ先
県庁広報広聴課広報係 (☎025128515511・内線2116)

パート労働講演会 相談会を開催

県では、2月を「パートタイム相談月間」と定め、パートタイム労働に関わる労働相談や雇用改善のための情報提供を重点的に行うこととしています。長岡労政事務所では、関係機関と合同でパート労働に関する講演会・相談会を開催します。

パートタイムの活用を図る事業主やパートで働くみなさん、お気軽にご参加ください。

○パート労働講演会

○日時 2月17日(火) 午後1時30分～3時30分

○会場 三条商工会議所会館(三条市須項1) 第2・3研修室

○内容 パートタイマーの採用、活用、管理等のQ&A

※定員50名、入場無料。ただし事前申込必要
○日時 2月17日(火) 午前10時～午後4時

○内容

パート労働全般に関する相談等
※相談無料、秘密厳守、事前申込不要。当日は臨時電話(☎025613515935)による相談も有り

▽申込及び問合せ先

長岡労政事務所 (☎3812547)

人権講演会を 開催

誤った知識や偏見などによるさまざまな差別意識を取払おうと、県と県教育委員会では、同和問題をはじめ広く人権問題をテーマにした講演会を開催します。

○日時 3月4日(水) 午後0時40分

○会場 新潟ユニゾンプラザ(新潟市上野2)
○演題 「新ちゃんのお笑い人権講座 ～自分の人生 自分が主役～」
○講師 露の新治氏(落語家)
○定員 448名
○会場 長岡会場
○日時 3月13日(金) 午後1時～2時40分

○会場

長岡ベルナル(長岡市古正寺町小沢島)

○演題 「共に生きる～人間は尊敬すべきもの～」

○講師 福田雅子氏(NHK解説委員)

○定員 284名

○参加対象 いずれも、広く一般県民

○参加申込方法

いずれも、はがきかファクシミリで住所、氏名、電話番号を記載し送付
※定員になり次第締切り
▽申込及び問合せ先
県庁福祉保健課(〒95018570 新潟市新光町4-1) ☎025128515511/FAX025128313466

検察審査会制度を 存続させよう

交通事故、詐欺、おとしなどの犯罪の被害にあい、「警察や検察庁に訴えたのに検察官がその事件を起訴してくれない」、このような不満をお持ちの方は、「検察審査会」に是非ご相談ください。

検察審査会では、選挙権を有する一般国民の中から選ばれた審査員が、検察官が事件を起訴しなかったことの善し悪しを審査します。相談や申立てについての費用は一切無料で、秘密はかたく守られます。

▽問合せ先
長岡検察審査会事務局(新潟地方裁判所長岡支部内) ☎3512141

マナビプラザなかのしま information

日時	内容	場所	備考
3月6日(金) 18:00開場 18:30開演	お笑い寄席 桂 歌丸 ほか	文化ホール	入場料 1人2,000円 (全席自由) 当日は500円増

問合せ先 町民文化センター「マナビプラザなかのしま」(☎66-1310)
●チケット取扱...町民文化センター、JA中之島町本店・支店、郵便局(町内・今町)、本屋さくら堂、押野見書店、中越音楽文化協会、ツモリレコード

中之島町図書館休館日
2/2(月)・9(月)・11(祝)・16(月)・23(月)～26(木)
3/2(月)・9(月)・16(月)・21(祝)・23(月)・30(月)
※上記休館日以外の開館時間は午前9時～午後5時です。
◎2月の「おはなしひろば」は28日(土)の午後2時から中条児童館で行います。

ただいま工事中				-入札結果から-					
場所	工事名	工事費	工事者名	完成予定年	場所	工事名	工事費	工事者名	完成予定年
横山	屋敷付上野線道路改良第2次工事	893万円	(有)丸月組	10.3.25	中之島	枝1226号線その2外下水道工事	515万円	(有)宝建設	10.3.25
灰島新田	灰島側道1号線道路改良工事	1,061	(株)松井組	10.3.25	中条	上野3号線路線用地測量・簡易設計委託	84	中中之島測量設計事務所	10.3.25
池之島	押切駅前広場駐輪場建設工事	2,961	(株)松井組	10.3.25	島田	諏訪ノ木11号線路線用地測量・簡易設計委託	189	中中之島測量設計事務所	10.3.25
中之島	枝1226号線その1外下水道工事	289	(有)室橋組	10.3.5					



確定申告は自分で記載し 正しく申告しましょう

2月16日(月)から、所得税、住民税(町・県民税)などの申告が始まります。

昨年1年間の所得を自分で計算し、正しく申告してください。また、自分で申告できない人は納税相談を利用して、3月16日(月)までに申告・納税してください。

所得税は、平成9年中に得たすべての所得とその所得にかかる税金を自らが計算し、申告・納税することを基本としていますので、みんなのご理解とご協力をお願いします。

◆納税相談日程表◆

会場/農村環境改善センター
受付時間/午前9時~11時・午後1時~3時30分

月日	地区
2月19日(木)	町内全域(営業者) 午前9時30分~12時 午後1時~3時30分
2月20日(金)	中之島地区
2月25日(水)	西所・三沼地区
2月26日(木)	信条地区 (真野代新田・中条新田第一、第二、第三)
2月27日(金)	信条地区 (下沼新田・西野・西野新田)
3月2日(月)	上通地区 (灰島新田・中興野・新栄・大曲戸・幸南)
3月3日(火)	上通地区 (押切思川・押切駅前・池之島・坪根・大口)
3月4日(水)	中通地区
3月5日(木)	中野地区
3月6日(金)	中野地区
3月9日(月)	中条地区

*3月10日(火)から申告期限の3月16日(月)までの間も納税相談を受けています。
*できるだけ上表による指定日にお越しください。
*確定申告書や町・県民税申告書が送付されなくても申告が必要な場合がありますのでご相談ください。

ご自分で申告書を記入できない方は

納税相談をご利用ください

町では、左の日程表のとおり納税相談を実施します。「確定申告が必要だけど、自分で記入・計算ができない…」という方は、是非ご利用ください。

なお、納税相談の際には、下の記入例を参考に**申告書の太枠①②③の各項目についてあらかじめ記入の上**、お越しください。太枠内の記入がないと大変時間がかかり、他の方々の迷惑となりますので、みなさんのご協力をお願いします。
期間中、農村環境改善センターの玄関に「申告書入れ」を備えておきますので、ご自分で記入して申告される方はこれをご利用ください。

申告書の記入の仕方

- ▶①欄は、申請者の住所・氏名(フリガナ)・生年月日・職業・電話番号を記入
- ▶②欄は、配偶者の氏名・生年月日、扶養親族の氏名・続柄・生年月日を記入
配偶者、扶養親族、本人が障害者に該当する場合は、障害者控除の欄にも記入(扶養にできるのは所得38万円以下の人です)
- ▶③欄は、源泉徴収票により記入

必要な書類等

- ▶印鑑、源泉徴収票、生命保険契約者の年金の支払調書、平成9年分所得申告参考資料のハガキ(国民年金・国民健康保険加入者)
- ◎このほか、申告内容によって次の書類等が必要【雑損控除】
- ▶損害額の明細書(雪降ろし費用等については領収書など)
- 【医療費控除】
- ▶支払った医療費の領収書(あらかじめ集計を)、おむつ使用証明書など
- 【住宅取得等特別控除】
- ▶住民票、登記簿謄本又は抄本、売買契約書又は請負契約書の写し、住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書、建築確認通知書の写し又は増改築等工事証明書(増改築などの場合)
※家屋が共有で、借入金の年末残高が共有者それぞれにある場合(連帯債務者等)には、添付書類は各人分必要
- 【生命保険料等控除】
- ▶生命保険料の証明書、個人年金保険料の証明書、損害保険料の証明書

申告書の記入例

以下省略

確定申告は「自力記載・自力申告」を必要とするとき
次に該当する場合には、確定申告を必要とします。
①事業(農業・商工業)など営んでいる、不動産収入がある、土地や家屋を売却したなど、平成9年中の所得金額の合計が、基礎控除や配偶者控除などの所得控除の合計を超えるとき
②サラリーマンで、給与の年収が二十万円を超えるとき
③給与所得や退職所得以外の所得金額の合計が二十万円を超えるとき
④給与を二か所以上からもらっ

白色申告者も収支内訳書が必要
事業(農業・商工業)所得者と不動産所得者は、確定申告書と一緒に収支内訳書(青色申告者は決算書)も提出しなければなりません。収支内訳書には、その年の総収入額や必要経費の内容を記載してください。
なお、平成七年及び平成八年分の事業所得などの合計額が三百万円を超える場合は、自らの記帳により収支を計算しなければなりません。

青色申告の特典
*青色申告特別控除
①事業に係る貸借対照表を損益計算書とともに期限内提出の確定申告書に添付した場合は三十五万円の特別控除
②右記①の控除を受ける申告者以外の青色申告者は十万円の特別控除
*青色専従者給与額の必要経費算入
※このほかにも、数多くの特典が受けられます。

たとき
◇
◇
内職や日雇い、年金を受給しているなど、所得税の申告の必要がない場合でも住民税の申告が必要です。
なお、期限までに申告しなかったり、間違った申告をするなど、不足分の税金だけでなく加算税や延滞税を納めなければなりませんので注意してください。

青色申告制度について
青色申告制度は、一定の帳簿を備え付けて日々の取引を正しく記録し、その記録に基づき所得を計算して申告するものであり、さまざまな特典を受けられる制度です。
近年、記帳を通じて経営の近代化及び合理化を図ろうとする農業経営者が増加し、そのための指導会なども多く行われており、青色申告をする農業所得者が年々増加しています。
なお、青色申告をするためには、申告をしようとする年の三月十五日までに税務署へ「青色申告承認申請書」を提出することが必要です。

青色申告制度は、一定の帳簿を備え付けて日々の取引を正しく記録し、その記録に基づき所得を計算して申告するものであり、さまざまな特典を受けられる制度です。
近年、記帳を通じて経営の近代化及び合理化を図ろうとする農業経営者が増加し、そのための指導会なども多く行われており、青色申告をする農業所得者が年々増加しています。
なお、青色申告をするためには、申告をしようとする年の三月十五日までに税務署へ「青色申告承認申請書」を提出することが必要です。

年金収入は 雑所得になります

国民年金や厚生年金などは公的年金、生命保険や郵便年金などは私的年金です。

これらの年金を受取ったときには雑所得となり、所得税がかかります。

〔公的年金〕※1

- ①国民年金法、厚生年金保険法、農業者年金基金法、国家公務員等共済組合法など、法律に基づいて支払われる年金
- ②恩給（一時恩給を除く）や過去の勤務に基づき、当時の使用者から支給される年金
- ③適格退職年金契約に基づいて支払われる退職年金

〔私的年金〕

- ①生命保険、郵便年金、生命共済などの契約に基づいて支払われる年金
- ②退職年金共済、退職年金契約に基づいて支払われる年金

サラリーマンでも 所得税が戻るとき

サラリーマンでも次の控除に該当する場合は、確定申告をすることによって源泉徴収された

所得税が還付される場合があります。

なお、この際には給与所得や退職所得以外の所得が二十万円以下であっても、これらを申告しなければなりません。

〔医療費控除〕※2

自分やその家族が病気やケガをして、多額の医療費を支払ったときの控除です。

医療費とは、診察や治療などを受けて直接支払った費用であり、健康保険や生命保険などで支給を受ける療養費や入院給付金などは差引きます。（例：出産育児一時金は三十万円）

①医師や歯科医師に支払った診察代、治療代

- ②治療や療養のために必要な医薬品の購入費
- ③病院や診療所、老人保健施設又は助産所に収容されるための費用
- ④マッサージ師、指圧師、はり師、灸師、柔道整復師などによる施術費
- ⑤保健婦、看護婦、准看護婦などに支払った療養上の世話の費用

⑥助産婦に支払ったお産の費用

⑦通院費用、入院時の食事代や部屋代、医療器具の購入代や賃借料で通常必要なもの

⑧六か月以上寝たきり状態で、おむつの使用が必要と医師が認めたとのおむつ代

◇ ◇

いずれの場合も、支払額を証明する領収書などの添付や提示が必要です。あらかじめ、個人別に医療機関ごとの整理と支払額の集計を済ませておいてください。

なお、おむつ代の控除には医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要になります。

医療費は、平成九年中に支払ったものが控除の対象となります。したがって、未払いの医療費については控除の対象とはなりません。

〔雑損控除〕※3

地震・火災・風水害などの災害や盗難などにより、住宅や家財に損害を受けた場合の控除です。これらに係るやむを得ない支出をしたときには控除が受けられます。

〔寄付金控除〕

国や地方公共団体などに寄付

金を支払ったとき控除されます。

〔配偶者特別控除〕※4

申告者（納税者）と生計を一にする配偶者で所得が三十八万円を超えていて配偶者控除は受けられない人でも、所得金額が七十六万円未満（給与収入額で百四十一万円未満）であれば所得金額に応じて配偶者特別控除を受けることができます。また、配偶者で所得が三十八万円未満（給与収入額で百三万円未満）であれば配偶者控除とあわせて受けることができます。

ただし、この控除は申告者の所得が一千万円を超えているときや事業専従者とした配偶者には適用されません。

〔扶養控除〕

平成九年十二月三十一日において申告者（納税者）と生計を一にする、平成九年の所得金額が三十八万円以下の親族は扶養控除の対象となります。

〔住宅取得等特別控除〕※5

自分で住むための住宅を新築・購入したときに、借入残高に応じて所得税額より控除するもので、六年間受けられる特別な税額控除です。また、自己の所有する住宅の増改築などでも、工事費が百万円を超える場合には控除の対象となります。この控除は、控除を受ける最初の年に確定申告しなければなりません。残りの五年間は年末調整で控除できます。

要件は次のとおりです。

- ①床面積五十㎡以上二百四十㎡以下の住宅を新築、又は中古

住宅（建築後十五年以内）を購入し、現に居住している

②居住した年の年収が二十万円以下

③住宅ローンの返済期間が十年以上

〔その他の場合〕

- 年の途中で退職し再就職せず、年末調整を受けていないとき
- 所得が少なく、配当や原稿料などで源泉徴収の税金を納めているとき
- 年末調整の際に、生命保険料控除などを忘れられたとき

◇ ◇

詳細は、納税相談の際などに
お尋ねください。
なお、年末調整を受け、税金

の還付だけを申告するときは、「給与所得者用還付申告書」を利用すると簡単です。

住宅取得資金の 贈与を受けた場合

住宅取得等特別控除を受ける人で、住宅の新築・購入にあたり父母及び祖父母より資金援助を受けた場合には、贈与税の特例があります。

この特例を適用すると、三百万円までの住宅資金の贈与には贈与税がかかりません。

贈与税の申告納付期限は、確定申告と同じ三月十六日（月）までです。

要件は次のとおりです。

所得税の 振替納税制度

所得税の納付方法に振替納税制度があります。

この制度を利用すると、銀行などの預貯金口座から直接振替で納税されますので、手間が省け、また、納付をうっかり忘れてしまうこともありません。

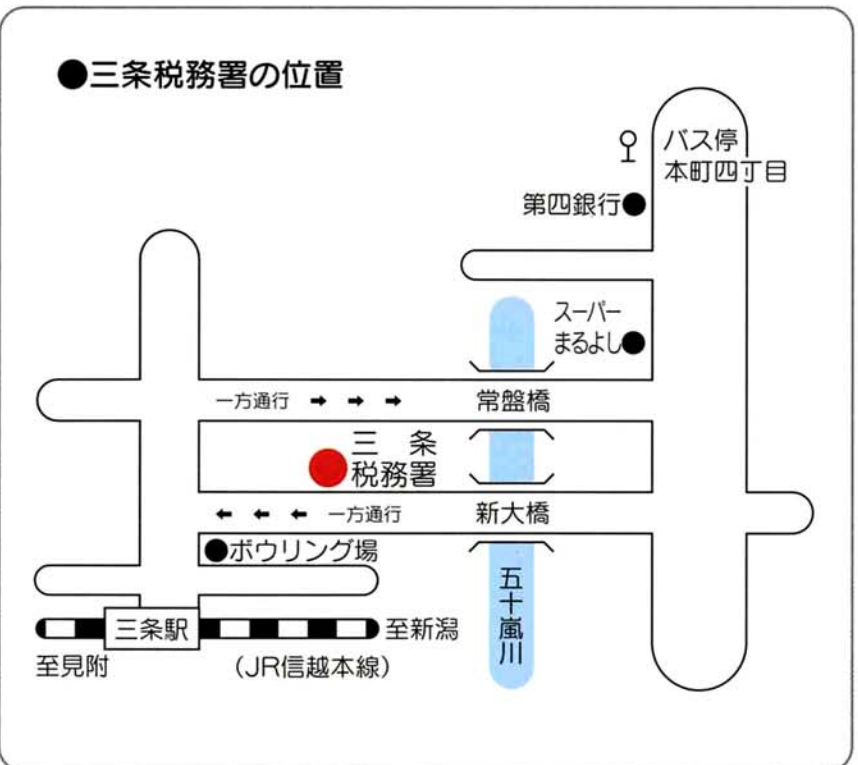
新たにこの振替制度を利用されるときは、税務署へ「預貯金口座振替依頼書」を提出してください。

還付金の 口座振込制度

所得税の還付金の受取り方に口座振込制度があります。

この制度を利用すると、還付金が銀行などの預貯金口座に直接振込まれます。

利用を希望する場合は、申告



の際に銀行・郵便局等の金融機関及び口座番号を申告書に記載してください。

三条税務署へは バスか電車でご利用を

三条税務署では二月上旬から三月下旬の間、庁舎前にプレハブを建て、そこを確定申告のための納税相談会場としています。このため、駐車場が使用できな

くなりますので、自家用車を避け、バスや電車などをご利用ください。

中之島町からの交通機関

- 〔バス〕
- 東三条行きで本町四丁目バス停下車、徒歩十五分
- 〔電車〕
- JR信越本線見附駅、押切駅などから新潟方面行きで三条駅下車、徒歩二分

確定申告は 『自力記載・自力申告』で！



各種控除額等の計算方法

居住の用に供した年	控除率
平成9年	当初3年間2%、残り3年間1%
平成10年	当初2年間2%、残り4年間1%
平成11年	当初2年間1.5%、残り4年間1%
平成12年又は13年	全控除期間(6年間)1%

所得税法改正のポイント

①住宅取得等特別控除額の計算の基礎となる住宅借入金等の年末残高一千万円以下の部分に適用される控除率(改正前)当初2年間一・五%、残り4年間一%が、左表のとおり改められました。
また、適用期限が5年間延長され、平成十三年十二月三十一日までとなりました。

平成9年分所得税・住民税諸控除一覧表

項目	区分	所得税	住民税	
基礎控除		380,000円	330,000円	
配偶者控除	一般の控除対象配偶者	380,000円	330,000円	
	老人控除対象配偶者	480,000円	380,000円	
	同居特別障害者である控除対象配偶者	680,000円	540,000円	
	老人控除対象配偶者	780,000円	590,000円	
配偶者特別控除		最高380,000円	最高330,000円	
扶養控除	一般の扶養親族	380,000円	330,000円	
	特定扶養親族	530,000円	410,000円	
	老人扶養親族	同居老親等以外の者	480,000円	380,000円
		同居老親等	580,000円	450,000円
	同居特別障害者である扶養親族	一般の扶養親族	680,000円	540,000円
		特定扶養親族	830,000円	620,000円
		同居老親等以外の老人扶養親族	780,000円	590,000円
同居老親等	880,000円	660,000円		
障害者控除	一般の障害者	270,000円	260,000円	
	特別障害者	350,000円	280,000円	
老年者控除	一般の老年者	500,000円	480,000円	
	特定の老年者	350,000円	300,000円	
寡婦控除	一般の寡婦	270,000円	260,000円	
	特定の寡婦	350,000円	300,000円	
寡夫控除		270,000円	260,000円	
勤労学生控除		270,000円	260,000円	
生命保険料控除		最高50,000円	最高35,000円	
個人年金保険料控除		最高50,000円	最高35,000円	
損害保険料控除		最高15,000円	最高10,000円	
白色専従者控除	配偶者	860,000円		
	その他	500,000円		

※老人控除対象配偶者、老人扶養親族とは70歳以上(昭和3年1月1日以前生まれ)の人です。
※同居老親等とは老人扶養親族のうち納税者または納税者の配偶者の直系尊属(父母や祖父母など)で、かつ、納税者または納税者の配偶者のいずれかとの同居を常況としている人です。
※特定扶養親族とは扶養親族のうち16歳以上23歳未満(昭和50年1月2日~昭和57年1月1日生まれ)の人です。
※特定の寡婦とは、寡婦のうち扶養親族である子を有していて、しかも合計所得金額が500万円以下である人です。
※老年者控除は申告者が65歳以上(昭和8年1月1日以前生まれ)の人で所得金額が1,000万円以下のとき該当します。

②特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例の適用期限が2年間延長され、平成十一年三月三十一日までとなりました。
③優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得について、一律十五%(住民税五%)の税率による課税方法から、下図のとおり二段階税率による課税方法に改められました。
※これは、平成八年三月の改正事項ですが、平成九年分以降の所得税について適用されるものです。

区分	改正前	改正後
優良住宅地の譲渡	一律 15% (住民税 5%)	4,000万円超 20% (住民税 6%) 4,000万円以下 15% (住民税 5%)

平成9年分所得税の税額表

課税される所得金額	税率	控除額
1,000円から3,299,000円まで	10%	0円
3,300,000円から8,999,000円まで	20%	330,000円
9,000,000円から17,999,000円まで	30%	1,230,000円
18,000,000円から29,999,000円まで	40%	3,030,000円
30,000,000円以上	50%	6,030,000円

例えば、「課税される所得金額」が650万円の場合には、求める税額は次のとおり

$$6,500,000円 \times 20\% - 330,000円 = 970,000円$$

※4 配偶者控除・配偶者特別控除

妻の給与収入額(所得金額)	配偶者控除(定額)	配偶者特別控除(所得によって控除額が異なる)
103万円未満(38万円未満)	○	○
103万円(38万円)	○	×
103万円超141万円未満(38万円超76万円未満)	×	○
141万円以上(76万円以上)	×	×

○…受けられる ×…受けられない

※5 住宅取得等特別控除

住宅を居住の用に供した日	平成9年1月1日から平成9年12月31日まで
各年分の控除額(100円未満の端数切捨て)	①居住した年、その翌年及び翌々年 その年の借入金等の年末残高 a が1,000万円以下 $\Rightarrow \text{a} \times 2\%$ その年の借入金等の年末残高 a が1,000万円超 $\Rightarrow \text{a} \times 1\% + 10万円$ 2,000万円以下 その年の借入金等の年末残高 a が2,000万円超 $\Rightarrow \text{a} \times 0.5\% + 20万円$ (最高3,000万円)(最高年35万円)
	②4年目以降の各年 その年の借入金等の年末残高 a が2,000万円以下 $\Rightarrow \text{a} \times 1\%$ その年の借入金等の年末残高 a が2,000万円超 $\Rightarrow \text{a} \times 0.5\% + 10万円$ (最高3,000万円)(最高年25万円)
控除期間	6年
所得金額要件	2,000万円以下

※1 公的年金

$$\text{公的年金等の合計収入金額} \times \text{割合} - \text{控除額} = \text{公的年金等の所得金額}$$

年齢区分	公的年金等の収入金額の合計額	割合	控除額
昭和8年1月2日以後に生まれた人	(公的年金等の収入金額の合計額が700,000円までの場合は、所得金額はゼロ)		
	700,001円から1,299,999円まで	100%	700,000円
	1,300,000円から4,099,999円まで	75%	375,000円
	4,100,000円から7,699,999円まで	85%	785,000円
昭和8年1月1日以前に生まれた人	(公的年金等の収入金額の合計額が1,400,000円までの場合は、所得金額はゼロ)		
	1,400,001円から2,599,999円まで	100%	1,400,000円
	2,600,000円から4,599,999円まで	75%	750,000円
	4,600,000円から8,199,999円まで	85%	1,210,000円
	8,200,000円以上	95%	2,030,000円

例えば、昭和8年1月1日以前に生まれた人で「公的年金等の収入金額の合計額」が300万円の場合には、求める公的年金等に係る雑所得の金額は次のとおりとなります
 $3,000,000円 \times 75\% - 750,000円 = 1,500,000円$

※2 医療費控除

$$\text{その年中に支払った医療費} - \text{保険などで補てんされる額} - \text{10万円又は所得の5\% (いずれか少ない額)} = \text{医療費控除額 (最高200万円)}$$

注) 保険金などで補てんされる金額とは、
①健康保険などから支給される療養費や出産育児一時金等
②生命保険などから支払われる医療保険金や入院費給付金等

※3 雑損控除

$$\text{A 差引損失額} - \text{所得金額の10分の1} = \text{A B、いずれか多い方の金額を控除}$$

$$\text{B 差引損失額のうち災害関連支出の金額} - \text{5万円}$$

*差引損失額……損失金額-保険金などで補てんされる金額
*災害関連支出…災害により壊れた住宅・家財を片付けるための費用や、豪雪による家屋の倒壊を防止するための屋根の雪降ろし費用など